

# 長野県における第 12 次労働災害防止推進計画

～誰もが安心して健康に働くことができる労働環境を実現するために～

長野労働局

## 1 計画のねらい

労働安全衛生行政を取り巻く状況が大きく変化する中で、国が定める第 12 次労働災害防止計画の目標を達成するため、今後、長野労働局が取り組むべき課題と方針及び具体的目標を明らかにするとともに、行政資源を重点的・効果的に投入し「みんなの安心・健康職場」の実現という一つの目標に向かって総合的に推進する。

### (1) 計画が目指す姿

- 誰もが安心して健康に働くことができる労働環境を実現する。
- 働くことによって生命が脅かされたり、健康が損なわれたりすることは、本来あってはならないという意識を共有し、安全・健康のために必要なコストについて正しい理解を醸成する。
- このため、行政、労働災害防止団体、業界団体、事業者、労働者、発注者、専門家など、全ての関係者が連携・協働して取組を推進する。

### (2) 計画の期間

平成 25 年度～平成 29 年度の 5 か年

### (3) 計画の重点目標

誰もが安心して健康に働くことができる労働環境の究極の目標である「労働災害ゼロ」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ① 平成 24 年と比較して、平成 29 年までに休業 4 日以上労働災害による死傷者数を 15% 以上減少させる。
- ② 死亡災害の撲滅を目指して、平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による死亡者数を 20% 以上減少させ、10 人以下とする。

### (4) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、実施状況の分析評価を行い、課題及び今後の方針等をホームページ等で公表する。また、中間年度で必要に応じて計画の見直しを行う。

## 2 社会の変化と安全衛生施策の方向性

### (1) 第三次産業の労働者数の増大と労働災害の変化

長野県では、サービス産業の拡大などにより産業構造や就業構造の変化が徐々に進んでおり、平成 13 年には全体の 37.1% を占めていた製造業、建設業の適用労働者数の割合が平成 21 年には 30.7% まで減少している（表 1）。また、製造業や建設業に対する重点的な労働災害防止対策の推進と業界による労働災害防止への不断の努力もあって、労働災害全体に占める製造業と建設業の割合が平成 14 年の 54.2% から、平成 23 年には 42.7% まで減少している一方で、卸・小売業、社会福祉施設などの第三次産業の占める割合は年々増加して平成 21 年に逆転し、平成 23 年には 44.4% となっている（表 2）。第三次産業では、製造業や建設業に比べて、必ずしも安全衛生管理体制が確立されているとは言えず、労働災害のリスクを低減させるための取組も遅れている状況がみられる。また、転倒災害や災害性腰痛などの行動災害が多くを占めている。

一方、建設業での死亡災害の発生件数が全体の 4 割を超えており（表 3）、依然として高所からの墜落・転落、クレーンや建設機械によって、障害が残るような重篤災害の発生が後を絶たない状況にある。

健康面では、製造や建設現場での粉じんによる「じん肺」、アスベストや様々な化学物質による健康障害の防止対策に加えて、職場の様々なストレスによるメンタルヘルス不調や、過重労働による健康障害、介護労働などにおける腰痛症、暑熱な環境下での熱中症、職場における受動喫煙などの問題が重要性を増している。

《表1》製造業、建設業、第三次産業の適用労働者数の推移【長野】

	平成 13 年 (2001 年)	平成 18 年 (2006 年)	平成 21 年 (2009 年)
適用労働者数	875,569 人	828,125 人	847,363 人
製造業 (構成比)	247,927 人 (28.3%)	227,576 人 (27.5%)	205,564 人 (24.3%)
建設業 (構成比)	77,240 人 (8.8%)	55,790 人 (6.7%)	54,215 人 (6.4%)
第三次産業 (構成比)	517,218 人 (59.1%)	513,739 人 (62.0%)	550,550 人 (65.0%)

(出典：事業所・企業統計調査、経済センサス基礎調査)

《表2》労働災害全体に占める製造業、建設業、第三次産業の割合の変化【長野】

	平成 14 年	平成 20 年	平成 23 年
製造業	30.6%	29.3%	28.6%
建設業	23.5%	16.3%	14.1%
製造+建設	54.2%	45.6%	42.7%
第三次産業	41.5%	40.5%	44.4%

(出典：労働者死傷病報告)

《表3》死亡災害全体に占める製造業、建設業の割合の変化【長野】

	平成 14 年	平成 20 年	平成 23 年
製造業 (構成比)	4 人 (12.1%)	0 人 (0.0%)	5 人 (20.0%)
建設業 (構成比)	14 人 (42.4%)	7 人 (43.8%)	10 人 (40.0%)
製造+建設	18 人 (54.5%)	7 人 (43.8%)	15 人 (60.0%)

(出典：労働者死傷病報告)

## (2) 県内の経済活動と労働災害の動向

長野県においても、平成 20 年 9 月のリーマン・ショック後の経済活動の低迷が労働災害の減少に大きく影響している。特に、最も影響が顕著だった平成 21 年は、製造業を中心にほとんどの業種で減少している(表5)(図2)。しかし、経済活動の回復に伴い、平成 22 年から 3 年連続で労働災害が増加しているが、製造業、第三次産業の労働災害の増加が大きな要因となっている(表5)(図2)(図3)。

《表4》県内総生産の増減率及び経済成長率の推移【長野】

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	
県内総生産増減率	0.82	1.95	▲1.49	1.21	▲3.84	▲1.29	
経済成長率	名目	0.8	2.0	▲1.4	1.2	▲3.8	▲1.3
	実質	3.4	5.0	0.7	3.3	▲1.9	▲0.2

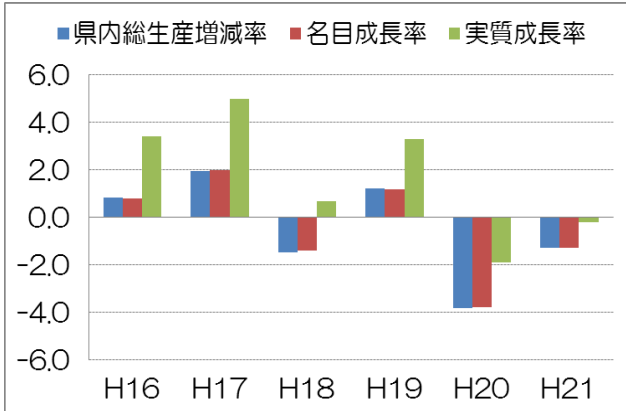
(出典：長野県民経済計算)

《表5》労働災害の動向【長野】

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
死傷災害	2,046	2,133	2,096	2,067	1,821	1,864	1,890	1,903
死亡災害	24	23	20	16	18	25	25	13

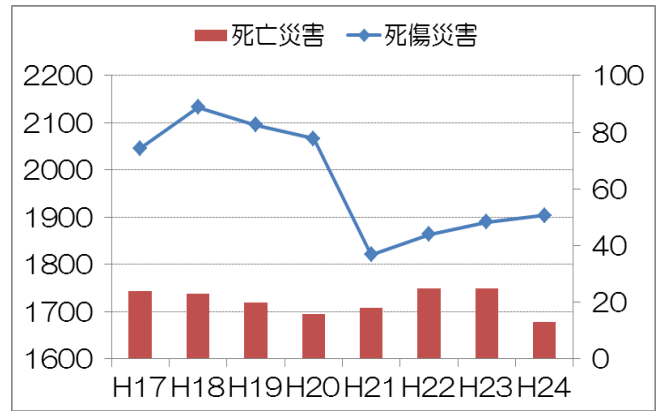
(出典：労働者死傷病報告)

《図1》県内総生産の増減率及び経済成長率の推移



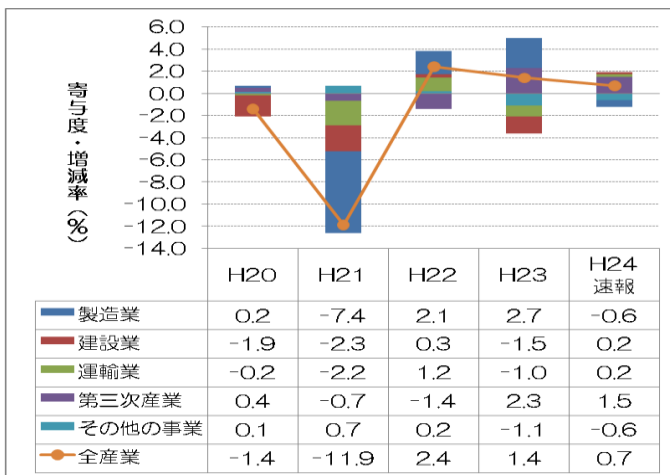
(出典：長野県民経済計算)

《図2》労働災害の動向



(出典：労働者死傷病報告)

《図3》労働災害の増減への業種別寄与度



製造業では、安全衛生管理のノウハウを有する世代の退職や、厳しいコスト競争、人員の合理化などが、生産現場の安全衛生活動に影響を及ぼす懸念ある。

一方、建設業では、東日本大震災後の建設復興需要の急増により全国的に人材不足が生じており、人材の質の維持や現場管理に支障をきたす懸念が生じている。また、今後、社会的インフラの老朽化等により建築物等の解体、改修工事の増加が見込まれており、労働災害防止対策に加えて、アスベストによるばく露防止対策が重要課題となっている。

### (3) 非正規雇用労働者等の増加と外部委託の広がり

長野県の調査によれば、県内では雇用形態の変化が急速に進展し、非正規雇用労働者の割合が4割に届こうとしている。また、非正規労働者の66.5%は女性が占めており、さらに、約8割が第三次産業に集中している(表6)(表7)。派遣労働者数は、リーマン・ショック以降減少しているが、派遣労働者の労働災害発生件数には増加の兆しがみられる(表8)(表9)。

《表6》正規雇用労働者と非正規雇用労働者の割合の推移【長野】

	平成19年	平成22年
正規雇用労働者	65.2%	61.9%
非正規雇用労働者	34.1%	38.1%
うち男性	33.2%	33.5%
うち女性	66.8%	66.5%

(出典：平成22年多様化する就業形態の労働環境実態調査)

《表7》非正規雇用労働者の業種別構成比【長野】

全産業	製造業	建設業	第三次産業(農林水産業、鉱業・採石業、建設業、製造業以外の業種)			
			卸・小売	宿泊・飲食	医療・福祉	
100%	19.2%	2.0%	77.5%	23.5%	6.3%	11.1%

(出典：平成22年多様化する就業形態の労働環境実態調査)

《表8》派遣労働者数及び常用換算派遣労働者数の推移【長野】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
派遣労働者数	35,165	46,502	46,830	33,970	27,224
常用換算派遣労働者数	19,106	28,183	27,432	19,761	16,843

(出典：長野労働局調べ)

《表9》派遣労働者の労働災害による休業4日以上の死傷者数の推移【長野】

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
死傷者数	84	90	27	41	62
全体に占める割合	4.0%	4.4%	1.5%	2.2%	3.3%

(出典：死傷者数は、派遣元から提出された労働者死傷病報告を集計)

これらの変化に加えて、幅広い分野で請負などの外部委託が拡大しており、事業者間の責任分担が曖昧になったり、請負事業者の権限だけでは十分な対策を講じることが困難な状況がみられる。

機械設備による労働災害は後を絶たず、また、今や生産現場では不可欠となっている様々な化学物質による健康障害を防止するためには、危険・有害性情報の提供とリスクアセスメントの実施、危険・有害性の「見える化」の促進など、事業場の自主的な取組を更に促進する必要がある。

#### (4) 少子高齢化の影響

急速な少子高齢化の進展に伴って高年齢労働者が増加しており、60歳以上の高年齢労働者の労働災害発生率が上昇している(表10)。また、高血圧や糖尿病など年齢により健康リスクを抱える割合が上昇しており、定期健康診断の有所見率を押し上げる要因にもなっている(表11)(表12)。

さらに、改正高年齢者雇用安定法の施行に伴い、今後、高年齢労働者の一層の増加が見込まれるため、労働災害防止や健康確保対策の両面において、高齢化によるリスクの増大を念頭に置いた高年齢労働者対策が必要である。

《表10》労働災害全体の年齢別構成比(休業4日以上)【長野】

		19歳以下	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	合計
平成 22 年	死傷者数 (構成比)	25人 (1.3%)	273人 (14.6%)	416人 (22.3%)	411人 (22.0%)	428人 (23.0%)	311人 (16.7%)	1,864人 (100%)
平成 23 年	死傷者数 (構成比)	36人 (1.9%)	263人 (13.9%)	372人 (19.7%)	393人 (20.8%)	457人 (24.2%)	369人 (19.5%)	1,890人 (100%)

(出典：平成22年・23年労働者死傷病報告)

《表11》年齢別基礎疾患の状況【長野】

		30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上
高血圧症有病者の割合	男性	6.4%	45.9%	44.1%	50.3%	76.9%
	女性	7.6%	7.7%	34.3%	40.5%	72.1%
糖尿病が強く疑われる者の割合	男性	0.0%	7.6%	5.8%	17.4%	8.0%
	女性	1.8%	0.0%	5.7%	5.8%	10.7%
脂質異常症が疑われる者の割合	男性	—	14.4%			
	女性	—	14.6%			

(出典：平成22年県民健康・栄養調査)

《表12》定期健康診断における有所見率の推移【長野】

平成	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
長野	48.3	49.4	49.4	49.5	49.4	50.7	51.8	52.6	51.9	53.7
全国	46.7	47.3	47.6	48.4	49.1	49.9	51.3	52.3	52.5	52.7

(出典：健康診断結果報告)

### (5) 行政を取り巻く環境の変化

社会、経済が変化し、新たに取り組むべき課題が増加する一方で、厳しい財政事情と限られた行政体制の中で、行政の更なる減量化と効率化が求められている。

このような中で、労働者の安全と健康確保対策を効果的に推進していくためには、行政施策の選択と集中を進め、取組の更なる重点化を図る必要がある。また、これまで以上に、労働災害防止団体などとの連携強化を図り、責任と役割分担を明確にしつつ、自主的な取組に対して支援を行う必要がある。

### (6) 社会的に開かれた安全衛生対策

メンタルヘルス不調、過重労働、腰痛等への対応が重要性を増し、第三次産業など幅広い分野に拡大している中で、労働災害は誰もが遭遇しうる身近なリスクであるとの認識を社会や職場で共有することが重要である。

このため、企業や業界団体等による自主的活動の活性化と安全衛生管理活動の「見える化」を促進し、社会全体として職場の安全衛生に対する認識を高めるための取組が必要である。

## 3 重点施策

職場の安全衛生を取り巻く状況の変化と課題を踏まえ、以下の4つを重点施策とする。

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み
- (3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
- (4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

## 4 重点施策ごとの具体的取組

### (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

建設業や製造業の労働災害、じん肺、騒音、振動障害などの職業性疾病に加えて、第三次産業における労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など、新たな課題に対する取組の重要性が増しており、重点とすべき対策の見直しが必要である。

このため、今後5年間の安全衛生施策として、以下の対策を重点に取り組むこととする。

#### ア 重点業種に対する対策

##### (ア) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

###### (現状と課題)

- 建設業の労働災害は、過去10年間でほぼ半減しており、全体に占める割合も約14%まで低下している。また、足場等からの「墜落・転落」災害が3割を超えている。
- 製造業の労働災害は、長期的には減少しているものの、平成22年からは増加傾向にある。これには、概ね機械金属工業の増減率が影響している。また、食料品製造業の労働災害は減少がみられず、労働者数の割合に比べて死傷者数の割合が高い傾向にある。製造業の事故の型別では「はさまれ・巻き込まれ」が約3割、「転倒」が約2割を占めている。
- 第三次産業の労働災害は、全体に占める割合が4割を超えており、増加の兆しがみられる。特に、小売業では、平成21年以降連続して増加し、また、社会福祉施設では、労働者数、労働災害ともに増加が著しい。小売業では「転倒」災害が、社会福祉施設では「腰痛」がそれぞれ4割弱を占めている。
- 陸上貨物運送業の労働災害は、増減を繰り返している。荷役作業時の災害が約8割を占めており、特に「墜落・転落」が約4割を占め、減少が見られない。一方、交通労働災害は減少傾向にある。
- このため、労働災害を減少させるためには食料品製造業、小売業、社会福祉施設、陸上貨物運送業に対する重点的な取組が必要である。

(表13) (表14)

《表 13》業種別の死傷者数及び構成比の推移【長野】

業種	平成 14年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	災害 増減率
全業種	2,144 (100%)	2,096 (100%)	2,067 (100%)	1,821 (100%)	1,864 (100%)	1,890 (100%)	1,903 (100%)	-11.3%
建設業	504 (23.5%)	378 (18.0%)	337 (16.3%)	289 (15.9%)	295 (15.8%)	266 (14.1%)	276 (14.5%)	-45.3%
製造業	657 (30.6%)	601 (28.7%)	606 (29.3%)	452 (24.8%)	490 (26.3%)	541 (28.6%)	509 (26.7%)	-22.6%
食料品製造業	177 (8.3%)	182 (8.7%)	182 (8.8%)	176 (9.7%)	171 (9.2%)	183 (9.7%)	181 (9.5%)	+2.2%
機械金属工業	251 (11.7%)	257 (12.3%)	262 (12.7%)	162 (8.9%)	201 (10.8%)	225 (11.9%)	206 (10.8%)	-17.9%
第三次産業	889 (41.5%)	829 (39.6%)	838 (40.5%)	823 (45.2%)	797 (42.8%)	840 (44.4%)	883 (46.4%)	-0.7%
小売業	191 (8.9%)	207 (9.9%)	174 (8.4%)	185 (10.2%)	190 (10.2%)	194 (10.3%)	225 (11.8%)	+17.8%
社会福祉施設	49 (2.3%)	86 (4.1%)	96 (4.6%)	113 (6.2%)	110 (5.9%)	125 (6.6%)	137 (7.2%)	+179.6%
飲食店	48 (2.2%)	44 (2.1%)	60 (2.9%)	46 (2.5%)	56 (3.0%)	49 (2.6%)	47 (2.5%)	-2.1%
陸上貨物運送業	121 (5.6%)	155 (7.4%)	151 (7.3%)	111 (6.1%)	126 (6.8%)	118 (6.2%)	126 (6.6%)	+4.1%

(出典：労働者死傷病報告)

※災害増減率は、平成14年と比較した平成24年の増減率。( )は全体に占める割合。

※機械金属工業は、鉄鋼・非鉄金属、金属製品、一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具の各製造業合計。

《表 14》適用労働者数（構成比）の推移【長野】

業種	適用労働者数（構成比）		
	平成13年	平成18年	平成21年
建設業	77,240人(8.8%)	55,790人(6.7%)	54,215人(6.4%)
製造業	247,927人(28.3%)	227,576人(27.5%)	205,564人(24.3%)
食料品製造業	24,413人(2.8%)	24,548人(3.0%)	23,172人(2.7%)
機械金属工業	162,757人(18.6%)	148,536人(17.9%)	131,452人(15.5%)
第三次産業	517,218人(59.1%)	513,739人(62.0%)	550,550人(65%)
小売業	121,303人(13.9%)	117,468人(14.2%)	117,010人(13.8%)
社会福祉施設	26,064人(3.0%)	37,444人(4.5%)	46,118人(5.4%)
飲食店	42,183人(4.8%)	39,378人(4.8%)	40,341人(4.8%)
陸上貨物運送業	17,624人(2.0%)	17,314人(2.1%)	20,711人(2.4%)

(出典：事業所・企業統計調査、経済センサス基礎調査結果)

※機械金属工業は、鉄鋼・非鉄金属、金属製品、一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具の各製造業合計。

## (目標)

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

- 第三次産業  
労働災害による休業 4 日以上の死傷者数を 20%以上減少させる。
- 陸上貨物運送業  
労働災害による休業 4 日以上の死傷者数を 15%以上減少させる。
- 製造業  
労働災害による休業 4 日以上の死傷者数を 10%以上減少させる。

## (具体的な取組)

### ① 第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）対策

第三次産業については、特に労働災害が増加している小売業、社会福祉施設と大きな減少が見られない飲食店を重点に取り組む。

#### ①-1 安全衛生管理体制の整備

- 小売業、社会福祉施設、飲食店では、顧客やユーザーに対する意識に比べて労働者の安全衛生管理に対する意識が必ずしも高いとは言えず、管理体制の構築も遅れているため、店舗や作業場ごとに安全衛生に携わる責任者の選任を促進する。
- パート労働者やアルバイトなどの非正規雇用労働者の配置や作業実態を踏まえて、正規・非正規を問わず、現場に適応した安全衛生管理活動が取り組まれるよう指導する。

#### ①-2 小売業に対する集中的取組

- 大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上
  - ・ 3 割以上を占めている転倒災害を防止するためには、労働災害の防止が経営や業務の合理化・効率化にも繋がるという観点から、安全衛生管理に携わる責任者や労働者に対する安全衛生教育の徹底、4S活動の実施などにより職場の安全衛生意識の醸成を図る。
- バックヤードを中心とした作業場、通路等の安全化
  - ・ 労働災害の多くがバックヤード又は通路で発生しているため、作業場における作業実態に着目して危険個所の「見える化」（危険マップによる危険個所の表示等）、KY活動、リスクアセスメントなどによる危険の低減を働きかける。
  - ・ 規則改正を踏まえて、スライサーや混合機などの食品加工用機械について安全措置を徹底するよう指導する。

#### ①-3 社会福祉施設（介護施設）に対する集中的取組

- 県の出先機関や市町村が行う介護事業者に対する研修会などと連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底等を指導する。
- 労働安全・衛生コンサルタント等の専門家を活用した腰痛予防に関する個別訪問指導等の事業の活用を周知、指導する。
- 事業者が腰痛予防教育を実施できるようにするため講習会を実施する事業の活用を指導し、業界団体や介護労働者の養成機関に対して周知する。

#### ①-4 飲食店に対する集中的取組

- 飲食店では、切れ・こすれ災害、転倒災害が多くを占めているため、これらの災害防止を重点として、労働災害防止活動の取組事例や安全衛生対策マニュアル等を活用し指導する。

### ② 陸上貨物運送業対策

- 荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等
  - ・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野支部と連携し、運送事業者に対して「荷役作業における安全対策ガイドライン」を周知、普及する。また、荷役作業における墜落・転落災害防止のための研修事業等の周知、活用を図る。
- トラック運転者に対する安全衛生教育の強化
  - ・ トラック運転者に対する安全衛生教育の中で、荷役作業の墜落・転落防止対策、荷の運搬

中の労働災害防止対策を充実・強化するよう指導するとともに、荷役作業の作業手順の作成を支援する。

- 荷主による取組の強化
  - ・「荷役作業における安全対策ガイドライン」に基づき荷主が実施すべき措置について周知、要請を行うとともに、荷主と運送事業者との役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づく措置の実施を促進する。また、荷物の発着に係る運送契約の実態に応じて、荷卸し時の役割分担や実施事項を調整するよう指導、要請する。

### ③ 製造業（特に、食料品製造業）対策

長野県の主力産業の一つである電子機械器具関連製造業を中心に厳しい経営環境が続いており、これまで労働災害の減少に寄与してきた安全衛生管理体制の縮小、安全衛生のノウハウを有するベテラン管理者・作業者のリタイヤなどにより、安全衛生管理体制が形骸化している懸念がある。

また、食料品製造業では、機械による「はさまれ・巻き込まれ」、通路等における転倒災害に大きな減少がみられない。機械設備の本質的安全化対策に加えて、危険個所の「見える化」、リスクアセスメント等の実施により危険の低減を図る必要がある。

- 安全衛生管理体制の充実強化
  - ・経営トップの主導により安全（衛生）管理者等の権限を明確にし、その職務を十分に遂行できるよう指導するとともに、安全（衛生）委員会の活性化を促進する。
  - ・安全（衛生）管理者、安全（衛生）推進者等の安全衛生管理スタッフに求められる専門的な知識や技能を習得する機会を設けることにより能力向上が図られるよう指導する。
- 機械設備による労働災害防止対策の推進
  - ・本質的安全化を図るとともに、機械設備の種類、環境の変化等に即応した安全衛生対策の充実強化を図るよう指導する。
  - ・危険個所の見える化（危険マップ等による危険個所の表示）を促進する。
  - ・機械の譲渡等を受ける場合には、機械に関する危険・有害情報の提供を求めるよう指導する。
  - ・規則改正を踏まえて、スライサーや混合機などの食品加工用機械について安全措置を徹底するよう指導する。
- KY活動、リスクアセスメント等の自主的取組を促進する。
- 中央労働災害防止協会が実施する中小規模製造業に対する労働災害防止のための事業との連携、活用を図る。

### （イ）重篤度の高い労働災害を防止するための重点業種対策

#### （現状と課題）

- 死亡災害は、平成 22 年、23 年と連続して 20 人を超えたが、平成 24 年は、大幅に減少し（13 人）、平成 21 年以降 3 年ぶりに 10 人台となった（表 15）。
- 業種別では、特に建設業で死亡災害が多発している。
- 死亡災害の事故の型別を過去 3 年間でみると、「墜落・転落」（23.8%）、「交通事故」（22.2%）、「激突され」（19.0%）の順に発生している（表 16）。
- 「墜落・転落」、「激突され」による死亡災害の半数は建設業で発生しており、足場等の高所からの墜落・転落によるものが約 3 割、移動式クレーン、車両系建設機械等の重機に起因するものが約 2 割を占めている。「交通事故」は、建設業、第三次産業など多様な業種で発生している（表 17）（表 19）。
- このため、重篤な災害を減少させるためには、特に建設業における墜落・転落災害の防止、クレーン・車両系建設機械等の重機災害の防止を重点に取り組む必要がある。
- 建設業は、東日本大震災の被災地への建設復興需要の急増に伴う建設業者、技術者、技能労働者等の人材不足により、人材の質の維持や現場管理に支障をきたすおそれあり。さらに、今後インフラの老朽化により増加が見込まれる解体工事の労働災害防止対策、アスベストによるばく露防止対策を推進する必要がある。



《表 15》業種別死亡災害の動向【長野】

	平成 14 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
建設業	14	6	7	9	11	10	7
製造業	4	3	0	0	4	5	2
陸上貨物運送業	6	5	0	1	0	2	0
林業	0	0	3	1	3	1	1
卸売・小売業	2	2	1	3	0	2	0
全業種	33	20	16	18	25	25	13

(出典：労働者死傷病報告)

《表 16》主な事故の型別死亡災害の動向【長野】

	墜落・転落	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故
平成 22 年	4 (16.0%)	6 (24.0%)	1 (4.0%)	7 (28.0)
平成 23 年	6 (24.0%)	4 (16.0%)	4 (16.0%)	6 (24.0%)
平成 24 年	5 (38.5%)	2 (15.4%)	1 (7.7%)	1 (7.7%)
3 年間の合計	15 (23.8%)	12 (19.0%)	6 (9.5%)	14 (22.2%)

(出典：労働者死傷病報告)

《表 17》交通労働災害の発生件数の推移【長野】

	平成 14 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
死傷者数	114 (5.3%)	141 (6.7%)	116 (5.6%)	113 (6.2%)	124 (6.7%)	114 (6.0%)	118 (6.2%)
死亡者数	10 (30.3%)	10 (50.0%)	3 (18.8%)	7 (38.9%)	7 (28.0%)	6 (24.0%)	1 (7.7%)

(出典：労働者死傷病報告、( )内は全体に占める割合)

《表 18》建設業における墜落・転落災害の起因物別内訳【長野】

起因物	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	5 年間の合計
足場	28 (19.7%)	19 (18.1%)	15 (14.9%)	8 (0.7%)	9 (10.0%)	79 (14.3%)
足場以外の仮設物・建築物等	53 (37.3%)	29 (27.6%)	37 (36.6%)	42 (36.8%)	35 (38.0%)	196 (35.4%)
はしご等の用具	34 (23.9%)	35 (33.3%)	22 (21.8%)	31 (27.2%)	31 (33.7%)	153 (27.6%)
墜落・転落合計	142 (100%)	105 (100%)	101 (100%)	114 (100%)	92 (100%)	554 (100%)

(出典：労働者死傷病報告)

《表 19》建設業における死亡災害の事故の型別・起因物別内訳【長野】

事故の型・起因物	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	5 年間の合計
墜落・転落	2	4	3	3	1	13
足場		1				1
足場以外	2	3	3	3	1	12
クレーン・建設機械	1	1	2	3	3	10
建設業合計	7	9	11	10	7	44

(出典：労働者死傷病報告)

《表 20》石綿解体除去工事の届出件数の推移【長野】

	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
計画届	122	80	99	111	102	77
作業届	54	50	42	51	49	39
合計	176	130	141	162	151	116

(出典：長野労働局調べ)

## (目標)

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに、以下の目標の達成を目指す。

### ■ 建設業

労働災害による死亡者数を 30%以上減少させ、5 人以下とする。

## (具体的な取組)

建設業では、「墜落・転落」災害、移動式クレーン、掘削機械等の重機災害に着目した対策を講じる。また、東日本大震災の復旧・復興工事の本格化に伴う全国的な人材不足の影響を踏まえた対策にも取り組む（現場管理者、技術者、技能労働者等の人材の質及び現場管理の維持等）。

### ① 墜落・転落災害防止対策

- 様々な場所からの墜落・転落災害防止対策の推進
- 墜落・転落災害のうち、足場からの墜落・転落が約 15%を占め、はしご・屋根等からの墜落・転落が 63%を占めているため、建設業労働災害防止協会長野県支部とも連携し、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づき「より安全な措置」の普及指導を行う。特に、つり足場の組立・解体時には、高所作業車を用いた工法の採用、安全帯の二丁掛け等を指導する。
- 屋根、はしご等からの墜落・転落災害防止について、足場・手すり先行工法等の普及、安全帯の着用、防護網等の設置等の措置の徹底、現場の実態に応じ適切な安全帯の取り付け設備の設置等を指導する。
- ハーネス型の安全帯の普及
- 特殊な形状の足場の組立・解体作業や建築物の形状から墜落時に労働者の救出に時間を要する場所等では、墜落時の衝撃を和らげることのできるハーネス型安全帯の使用を普及する。

### ② クレーン・車両系建設機械等の重機災害防止対策

- 元方事業者による現場巡視等の統括安全衛生管理の徹底を指導する。
- 適切な作業計画の作成や有資格者等の十分な技能を有する人員配置を指導する。
- 移動式クレーンや車両系建設機械の転倒防止、接触防止措置の徹底を指導する。
- 規則改正を踏まえて、解体用車両系建設機械の安全措施を周知、指導する。

### ③ 震災の影響による全国的な人材不足等の状況を踏まえた対策

- 建設工事発注者に対する対策
  - 建設工事の発注者に対して、適正工期の設定や施工時の安全衛生を確保するための必要経費の積算に併せて、関係請負人へ確実に経費が渡るようにするため発注機関連絡会議等で要請する。
  - 特に、アスベストを含む建築物等の解体工事について、アスベストのばく露防止措置に必要な経費・工期が確保されるよう要請する。
- 建設現場の統括安全衛生管理の徹底
  - 新規参加者、新規入場者、職長等に対する安全衛生教育の確実な実施を指導する。

### ④ 解体工事対策

- アスベストばく露防止対策
  - 長野県、市町村との連携により、建設リサイクル法等に基づく石綿解体・除去工事等及び解体工事事業者の把握を行うとともに、事前調査の実施と法令に基づく届出の確実な実施を指導する。
  - 計画届、作業届の厳正な審査及び法令、技術上の指針に基づくばく露防止措置の確実な実施を指導する。
  - アスベスト除去工事を行う者等の能力向上、集じん・排気装置の整備に必要な情報提供を推進する。

### ⑤ 自然災害の復旧・復興工事対策

- 台風、大雨、大雪等の被災地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底を図る。
  - 発注者、請負事業者、行政機関等で構成する労働災害防止連絡協議会を設置し、請負業者間で警報の統一、避難経路等の情報共有、連絡調整等を行う。

## イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策

### (現状と課題)

- 精神障害や脳・心臓疾患により労災認定を受ける事案が後を絶たず、大きな減少が見られない(表 21)。また、長時間労働や職場内の様々なストレス、いじめ・パワーハラスメント等によりメンタルヘルス不調を訴える労働者からの深刻な相談が後を絶たない状況にある。
- このため、メンタルヘルス対策及び過重労働対策に引き続き重点的に取り組む必要がある。
- メンタルヘルス対策では、メンタルヘルス不調者の早期発見に加え、メンタルヘルス不調になりにくい職場環境への改善が必要である。
- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合は着実に増加しているが、小規模事業場の取組は低調である(表 22)。また、項目別では、「心の健康づくり計画の策定」、「労働者への教育研修の実施」の割合が4割を下回っている(表 23)。
- 過重労働対策では、心身の健康保持増進に加え、ワーク・ライフ・バランスの観点からも長時間労働の抑制が必要である。

《表 21》脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定件数の推移【長野】

疾病	15年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
脳・心臓疾患	2	2	5	1	2	2
精神障害	1(1)	2(1)	2(1)	4	4(1)	4

(出典：長野労働局調べ) ※ ( )内は自殺者の内数

《表 22》メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場割合の推移【長野】

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
メンタルヘルスの取組(4項目以上)	30人~49人	16.8%	23.6%	31.8%
	50以上	34.4%	49.5%	62.2%
	合計	25.1%	36.3%	47.1%
メンタルヘルスの取組(1項目以上)	30人~49人	37.7%	47.2%	58.8%
	50以上	63.6%	76.3%	88.3%
	合計	49.9%	61.4%	73.6%

(出典：安全衛生年間計画書)

※メンタルヘルスの取組項目は、表 20 の①~⑦

《表 23》項目別取組状況(平成 23 年度)【長野】

取り組んでいる項目	30人~49人	50人以上	合計
①衛生委員会等での調査審議	30.3%	60.9%	45.6%
②心の健康づくり計画の策定	20.9%	40.6%	30.8%
③事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任	32.5%	54.5%	43.6%
④労働者への教育研修の実施	27.9%	46.9%	37.4%
⑤管理監督者への教育研修の実施	36.1%	61.8%	49.0%
⑥労働者からの相談体制の整備	45.0%	73.8%	59.4%
⑦職場復帰支援体制の整備	29.2%	50.8%	40.0%

(出典：安全衛生年間計画書)

《表 24》メンタルヘルス対策支援センターの利用状況の推移【長野】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度(12月末)
相談件数	421	703	1236	446
個別支援件数	208	391	996	426
局紹介件数	14	48	123	98

(出典：メンタルヘルス対策支援センター調べ、平成 23 年度相談件数には、震災関係を含む。)

《表 25》定期健康診断有所見率の推移【長野】

	14年	19年	20年	21年	22年	23年
長野	48.3%	50.7%	51.8%	52.6%	51.9%	53.7%
全国	46.7%	49.9%	51.3%	52.3%	52.5%	52.7%

(出典：定期健康診断結果報告)

- 印刷業での胆管がんの集団発生を契機に、化学物質による職業がんの防止対策の強化が急務となっており、特定化学物質障害予防規則などの特別規制の有無にかかわらず、化学物質による健康障害を効果的に防止するための対策が重要である。
- 業務上疾病の約 6 割を占める腰痛が、社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送業等の労働災害件数を押し上げており、特に発生件数が急増し、腰痛全体の約 4 割を占める社会福祉施設に対して、重点的な取組が必要となっている。
- 夏季を中心に熱中症の発生件数が増加しており、対策の強化が急務となっている（表 28）。

《表 26》化学物質による職業性疾病発生件数の推移【長野】

	14 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
化学物質による職業性疾病発生件数	4	10	4	2	7	5

（出典：労働者死傷病報告）

《表 27》腰痛（労働災害）の発生件数の推移【長野】

	14 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
業務上疾病発生件数	112	122	133	107	93	129	131
腰痛件数	68 (60.7%)	80 (65.6%)	94 (70.7%)	84 (78.5%)	62 (66.7%)	75 (58.1%)	95 (72.5%)

（出典：労働者死傷病報告（腰痛件数の（ ）内は業務上疾病に占める割合）

《表 28》職場における熱中症の発生件数（5 年間の合計値）の推移【長野】

	平成 14～ 18 年	平成 15～ 19 年	平成 16～ 20 年	平成 17～ 21 年	平成 18～ 22 年	平成 19～ 23 年	平成 20～ 24 年
熱中症件数	5	6	7	7	11	14	19

（出典：労働者死傷病報告、平成 24 年は速報値）

## ① メンタルヘルス対策 （目標）

<p>平成 29 年までに、以下の目標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合（※） <ul style="list-style-type: none"> <li>● 労働者数 30 人～49 人 60%以上</li> <li>● 労働者数 50 人以上 80%以上</li> <li>● 合計 70%以上</li> </ul> </li> <li>※ メンタルヘルス対策に係る以下の取組のうち、4 項目以上取り組んでいる事業場の割合。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①衛生委員会等での調査審議</li> <li>②心の健康づくり計画の策定</li> <li>③事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任</li> <li>④労働者への教育研修の実施</li> <li>⑤管理監督者への教育研修の実施</li> <li>⑥労働者からの相談体制の整備</li> <li>⑦職場復帰支援体制の整備</li> </ul> </li> </ul>
--

### （具体的な取組）

- 経営トップや人事管理担当者等に対して、メンタルヘルス対策の取組の重要性や必要性についての理解を促進する。
- メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組
  - ・ 労働者自身によるセルフケアを促進するとともに、管理監督者及び労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。
  - ・ 「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を参考に、問題の現状や課題、取組事例等について、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を通じて周知啓発を行い、パワーハラスメント対策の推進を図る。

- ストレスへの気づきと対応の促進
  - ・ストレスチェック等の取組を推進するとともに、事業場内での相談体制の整備を推進する。
- 取組方法が分からない事業場への支援
  - ・取り組み方が分からない事業場に対しては、メンタルヘルス対策支援事業等（メンタルヘルス対策支援センター）の活用を促進する。また、小規模事業場に対しては、長野県地域産業保健センターが実施している相談・指導の利用を勧奨する。
- 職場復帰対策の促進
  - ・事業場がメンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰支援に容易に取り組むことができるようメンタルヘルス対策支援事業等（メンタルヘルス対策支援センター）の活用を促進するとともに、取組事例等について働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて周知啓発を行う。

## ② 過重労働対策

### （具体的な取組）

- 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減
  - ・健康診断の実施と労働時間の的確な把握・管理に留意した事後措置等を確実に実施するよう指導する。
  - ・恒常的な長時間労働を発生させないような労務管理の推進を指導する。
- 働き方・休み方の見直しの推進
  - ・効果的な疲労回復につながる休日・休暇の付与・取得を促進する。
  - ・「時間外労働等の限度に関する基準」の遵守による時間外・休日労働の削減を推進する。

## ③ 化学物質による健康障害防止対策

### （具体的な取組）

- 法令等で定められた予防的措置の徹底
  - ・特定化学物質障害予防規則等の法令で定められている化学物質による健康障害防止措置の実施の徹底を図る。
- 事業場における自主的取組の促進
  - ・特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象とならない物質であっても、職業がんなど長期間経過後に健康障害が発生するものがあるため、有害性情報を入手することにより事業場の主体的な取組を推進する。
- リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供
  - ・特別則による規制の有無にかかわらず、化学物質に関するリスクアセスメントの実施促進を図る。また、中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となる「コントロール・バンディング」を周知、普及する。
  - ・危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付を促進する。

## ④ アスベスト対策

### （具体的な取組）

- アスベスト含有製品の製造、輸入等の全面禁止の徹底
  - ・石綿含有製品等の製造が禁止されていない国からの輸入品等を取り扱う事業者に対して、輸出者から石綿を含有していないことを証する書面や製品の分析結果を求めるよう指導する。
- 解体工事業におけるアスベストばく露防止対策（再掲）
  - ・長野県、市町村との連携により、建設リサイクル法等に基づく石綿解体・除去工事等及び解体工事事業者の把握を行うとともに、事前調査の実施と法令に基づく届出の確実な実施を指導する。
  - ・計画届、作業届の厳正な審査及び法令、技術上の指針に基づくばく露防止措置の確実な実施を指導する。
  - ・アスベスト除去工事を行う者等の能力向上、集じん・排気装置の整備に必要な情報提供を推進する。

- 離職者の健康管理対策の推進
  - ・健康管理手帳制度の周知等による離職後の健康管理を推進する。

## ⑤ じん肺予防対策

### (具体的な取組)

- 平成 25 年度を初年度とする第 8 次粉じん障害防止総合対策に基づき、アーク溶接作業と岩石等の裁断等の作業、金属等の研磨作業及びずい道等の建設工事における粉じん障害防止対策を推進する。
- 改正粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の履行確保を図るとともに、「ずい道等建設工事における粉じん対策ガイドライン」、「新版ずい道建設工事における換気技術指針」に基づく措置の実施を指導する。また、電動ファン付き呼吸用保護具の着用を勧奨する。
- 健康管理手帳制度の周知等による離職後の健康管理を推進する。

## ⑥ 腰痛予防対策

### (具体的な取組)

- 腰痛予防教育の強化
  - ・社会福祉施設（介護施設）、小売業、陸上貨物運送業を重点に、雇入れ時教育に腰痛予防教育を盛り込むことを促進する。
- 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及（再掲）
  - ・県の出先機関や市町村が行う介護事業者に対する研修会などと連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。
  - ・労働安全・衛生コンサルタント等の専門家を活用した腰痛予防に関する個別訪問指導等の事業の活用を周知、指導する。
  - ・事業者が腰痛予防教育を実施できるようにするため講習会を実施する事業の活用を指導し、業界団体や介護労働者の養成機関に対して周知する。

## ⑦ 熱中症予防対策

### (目標)

平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間と比較して、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の職場における熱中症による休業 4 日以上労働災害による死傷者数(各期間中(5 年間)の合計値)を 20%以上減少させる。

### (具体的な取組)

- 建設業、警備業、製造業など暑熱な環境下にさらされる業種を重点に「職場における熱中症予防対策マニュアル」の周知及びWBGT値（暑さ指数）の活用促進を図る。

## ⑧ 受動喫煙防止対策

### (具体的な取組)

- 普及・啓発
  - ・受動喫煙の健康への有害性の教育啓発と事業者への効果的な支援の実施により、受動喫煙防止対策の普及・啓発を図る。
- 受動喫煙防止対策の強化
  - ・職場での全面禁煙、空間分煙、換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を徹底する。

## ウ 業種横断的な取組

### (現状と課題)

- リスクアセスメント等の導入は徐々に進んでいるが、中小規模事業場で取組が遅れている（表 29）（表 30）。

- 化学物質に係るリスクアセスメントなど労働衛生分野の取組が進んでいない（表 31）。

《表 29》労働安全衛生マネジメントシステムの導入状況の推移【長野】

事業場規模	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
30 人～299 人	4.8%	6.0%	7.2%	7.2%
300 人以上	26.7%	27.0%	29.9%	29.9%
合計	6.8%	7.8%	10.3%	11.2%

（出典：安全衛生年間計画書）

《表 30》リスクアセスメントの導入状況の推移【長野】

事業場規模	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
30 人～49 人	—	13.0%	17.1%
50 人以上	—	25.5%	31.0%
合計	13.2%	19.2%	23.8%

（出典：安全衛生年間計画書）

《表 31》化学物質に係るリスクアセスメントの実施率の推移【長野】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施率	14.8%	22.7%	21.7%

（出典：安全衛生年間計画書）

- 60 歳以上の高年齢労働者が増加し、労働災害に占める 60 歳以上の割合が増加傾向にある（表 32）（4 ページの表 10）。
- 高年齢労働者は労働災害発生率も高く、今後、高年齢労働者の更なる増加が予想されているため、加齢による身体機能の低下や基礎疾患に関連する労働災害の発生防止にも留意する必要がある（4 ページの表 11）。

《表 32》高年齢労働者数の推移（単位：万人）【全国】

	平成 13 年	平成 15 年	平成 17 年	平成 19 年	平成 21 年	平成 22 年
雇用者数	5,369	5,335	5,393	5,523	5,460	5,463
うち 60 歳以上	476 (8.9%)	510 (9.6%)	545 (10.1%)	624 (11.3%)	713 (13.1%)	754 (13.8%)

（出典：労働力調査、60 歳以上の（ ）内は雇用者数に占める割合）

- 多様な業種で、凍結路面等での転倒など冬季特有の労働災害が発生している（表 33）。

《表 33》冬季（1 月～3 月、12 月）における転倒災害の発生件数の推移【長野】

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年 (速報値)
冬季の転倒災害	227 (50.4%)	151 (42.4%)	178 (48.2%)	103 (24.0%)	85 (20.6%)

（出典：労働者死傷病報告、（ ）内は年間の転倒災害に占める割合）

### （具体的な取組）

#### ① リスクアセスメントの普及促進

- 危険・有害性情報の伝達、適切なリスク評価の実施、危険・有害性情報の「見える化」の促進などを柱とした「信州・危険の「見える化」推進運動」（仮称）を展開する。
- 中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

- 中小規模事業場に対してリスクアセスメントの導入を促進するとともに、その導入状況を踏まえて、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。
- 中小規模事業場への労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進に当たっては、労働災害防止団体、労働安全・衛生コンサルタント等を活用する。
- 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進
  - 建設業では、関係請負人の段階で対応が困難な事項について元方事業者がリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講ずることができるよう、建設業労働災害防止協会長野県支部と連携して指導する。
- 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進
  - 特別則による規制の有無にかかわらず、化学物質に関するリスクアセスメントの導入を促進する（再掲）。
  - 専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となる「コントロール・バンディング」を周知、普及する（再掲）。
  - 腰痛、熱中症等のマニュアル等の整備を進め、リスクアセスメントの実施を促進する。

## ② 高齢労働者対策

- 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組
  - 労働災害事例集等により、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減や、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう労働災害防止団体と連携して指導する。
  - 身体機能の低下、基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの増大と労働者自身が取り組むべき事項について指導を行うとともに、広報により注意喚起を行う。
- 基礎疾患等に関連する労働災害防止
  - 基礎疾患等の健康障害リスクを有する労働者に対して、労働者自身による健康管理の徹底を促進するとともに、日常の管理の中で、本人の申告により健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう注意喚起する。
  - 建設業労働災害防止協会長野県支部等と連携し、作業開始前の健康状態のチェックとその結果に基づく適切な作業配置を促進する。
  - 定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置の中で、基礎疾患が誘発しうる労働災害防止の観点からの適切な指導・対応の必要性について、産業医、地域産業保健センター等を通じて周知・啓発を行う。

## ③ 冬季労働災害防止対策

- 改訂した冬季労働災害防止対策について効果的な広報を行うとともに、労働災害防止団体等と連携し周知徹底する。

## ④ 非正規雇用労働者対策

- 非正規雇用労働者の安全衛生活動の実態等に応じた対策の実施
  - パートやアルバイトなどの非正規雇用労働者に関する雇い入れ時教育や健康診断の実施などの安全衛生管理活動の実態等を把握し、効果的な対策を講じる。
- 就業形態の多様化を踏まえた責任の明確化
  - 一人親方、業務請負など多様な就業形態が混在する労働現場に対して、労働災害防止の責任の明確化を指導する。

## (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

### (現状と課題)

- 労働災害は長期的には減少しているが、建設業などでは依然として重篤な災害が後を絶たず、休業4日以上死傷者数は平成22年から3年連続して増加している。



- このような厳しい状況に対応するためには、行政だけではなく、労働災害防止団体、業界団体、安全衛生の専門家等が連携し合い、それぞれの役割分担を明確にしつつ、協働して取り組むことが必要である。

#### (具体的な取組)

上記(1)に掲げた対策に重点的に取り組むほか、労働災害防止団体、業界団体、安全衛生の専門家等との連携・協働を進めることにより、労働災害防止対策を効果的に推進する。

##### ① 専門家と労働災害防止団体の活用

- 安全衛生分野の専門家の活用
  - ・ 専門家の知識やノウハウを活用しながら、安全衛生施策を推進していくために、安全衛生専門家会議の活用を促進する。
- 労働災害防止団体の活動の活性化
  - ・ 労働災害防止団体に対して行政機関が保有する労働災害関連情報の提供を進めるとともに、推進計画の重点対策を進めるための必要な支援を行う。また、労働災害防止団体の活動内容の「見える化」を促進し、地域社会へアピールするよう働きかける。
  - ・ 中央労働災害防止協会が実施する中小規模製造業に対する労働災害防止のための事業との連携、活用を図る。
  - ・ 労働災害防止団体が、労働災害防止団体に則り、業界における労働災害防止活動の推進についての具体的な計画の策定及び実施等を的確に行うよう働きかける。

##### ② 業界団体との連携による実効性の確保

- ・ 第三次産業について主な業界団体との連携関係を構築し、実効ある安全衛生施策の推進について協調的に取組を進める。

##### ③ 安全衛生管理に関する外部専門機関の活用

- 産業保健機関の活用促進
  - ・ メンタルヘルス対策を含めた産業保健活動について、事業場内産業保健スタッフの能力向上が図られるよう働きかけるとともに、産業医、産業保健専門職等により構成される外部の産業保健機関の活用を促進する。
  - ・ 長野県地域産業保健センターの利用を勧奨することにより、労働者 50 人未満の小規模事業場における産業保健活動を促進する。
  - ・ 長野産業保健推進連絡事務所及びメンタルヘルス対策支援センター事業等の活用を促進する。

### (3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

#### (現状と課題)

- 安全衛生対策は、企業の中でも十分に共有されていない場合があり、また、一般社会でも認知度は必ずしも高いとは言えない状況にある。
- 企業が積極的に安全衛生対策を進めるためには、労働者の安全と健康を守らなければならないという経営トップの強い意識が重要である。

#### (具体的な取組)

##### ① 経営トップや労働者の安全・健康に関する意識の高揚

- 労働災害防止に向けた取組が低調な企業等のトップに対して、積極的に安全や健康に関する意識付けを行う。

##### ② 労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上

- 不安全行動防止と危険感受性向上のためのキャンペーン活動
  - ・ 労働者本人の無意識による不安全行動が誘発するリスクや実際の労働災害事例を現場の労働者に情報提供することにより、労働者一人ひとりの安全に対する意識や危険感受性

を高め、労働災害防止に結び付ける。

- 国民全体の安全・健康意識の高揚
- 国民全体の危険に対する感受性を高め、働く場での安全や健康確保のためのルールを守ることに、地域、職域、学校とも連携して取り組む。

#### (4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

##### (現状と課題)

- 法令により特定元方事業者の義務付けが行われている建設業、造船業以外の業種については、発注者責任が限定的なため、外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行うことにより、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況を防ぐため、発注者等による取組を強化する必要がある。
- 機械の製造者等の機械設備の提供者が一定の責任を負う仕組みを検討する必要がある。
- 機械設備の構造規格について、日本工業規格（JIS）規格等の引用により、迅速な対応を図る必要がある。
- 多様な雇用形態の労働者が混在したり、雇用関係のない納入業者が出入りする場での労働災害を防止するため、施設等の管理者の責任の在り方について検討する必要がある。

##### (具体的な取組)

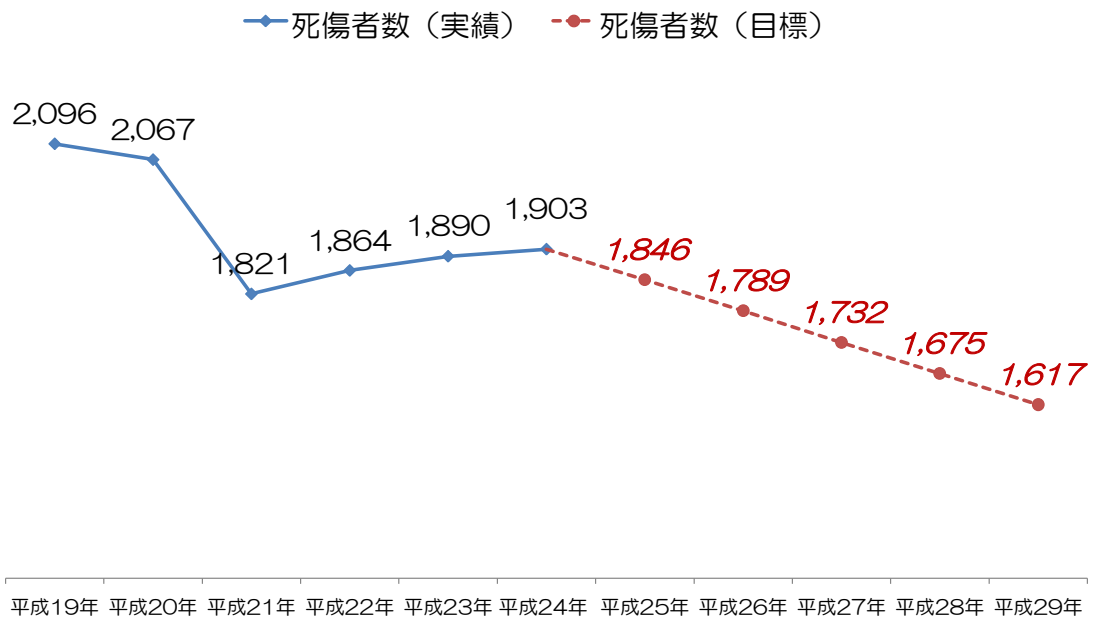
###### ① 発注者等による安全衛生への取組の強化

- 発注者等による安全衛生への取組の強化
  - 外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行うことにより、受注者が必要な安全衛生対策のための計上できないような状況が発生しないよう、建設業以外についても、発注者等による取組を強化する。
- 荷主による取組の強化（再掲）
  - 荷主等が管理する施設での労働災害防止対策を含め、荷物の運送を担当する運送業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。
- 建設工事発注者に対する要請（再掲）
  - 建設業の発注者に対して、施工時の安全衛生を確保するための必要経費の積算と関係請負人へ確実に経費が渡るよう要請する。
  - 特に、アスベストを含む建材の解体工事について、アスベストのばく露防止措置に必要な経費・工期が確保されるような措置の実施を発注者に要請する。

###### ② 製造段階での機械の安全対策の強化

- 機械災害防止対策の推進
  - 機械災害の原因究明と本質的安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の提供者による改善を促進する。
- 機械の本質的安全化の促進
  - 製造者等の機械設備の提供者に対して、設計・製造段階及び改造時のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施や危険性等の通知等の措置を徹底する。

## 第12次労働災害防止推進計画の目標（死傷者数）



## 第12次労働災害防止推進計画の目標（死亡者数）

